

## (2) 介護保険事業（支援）計画等の見直しの進め方について

ア 全体的スケジュールについて（現在のところ想定されているもの）

- 平成13年秋頃 計画の見直しのための国としての基本的な考え方の提示

<基本的な考え方の例>

- ・計画の見直しに当たっての着眼点等
- ・介護サービス量算出に当たっての基本的な考え方 等

- 平成14年6月目途 介護サービス量等の見込み量に係る中間集計の実施

- 平成14年度末まで 各自治体において介護保険事業（支援）計画の策定が完了

\* 上記に加え、平成14年度前半頃までのいずれかの時点において、必要に応じて基本指針の改正を行うことも想定している。

イ 必要介護サービス量の見込みのための基本的な考え方

介護保険事業計画の見直しにおいては、市町村は、計画作成委員会等の設置に当たって被保険者を代表する地域住民の参加について配慮するなど、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要である。また、具体的な介護サービス量を見込むに当たっては、要介護者等の実態に関する調査等を行うことにより、サービスに対する被保険者の需要を客観的に把握することが必要である。

なお、前回の計画策定の際とは異なり、今回の見直しにおいては、既に各サービス種類別の介護サービス利用実績が明らかになっていることから、各自治体においては、その実績を踏まえた上で、平成15年度から平成19年度までの必要な介護サービス量に関して一定の推計を行うことが可能である。

したがって、今回の見直しにおいては、各自治体の状況を踏まえ、サービスに対

する被保険者の需要等に係る実態調査に基づく推計値と過去の各サービスの利用実績から予測される推計値の両者について十分に比較・検討を行った上で、必要な介護サービス量を見込んで計画に盛り込むことが適当である。

#### ウ 介護サービス提供量見込みの算出に伴う実態調査に係る基本的な考え方

##### (ア) 介護サービスの必要量（基盤整備）設定に伴う実態調査について

各自治体において計画の見直しに当たり行われる実態調査は、上記2で述べたように、利用者である被保険者の意見を反映させることや保険者による介護サービスの供給量の見込みなど、地域ごとの実態に合わせた計画作成のために必要なものと位置付けているが、具体的には、例えば次のような調査が考えられる。

- ① 介護サービス利用意向調査
- ② 介護サービス提供能力調査
- ③ 事業者参入意向調査

##### (イ) 各調査に係る考え方について

いずれの調査についても、既に各自治体において保有する情報の中にデータが存在する等の理由により新規の調査の必要がない事項、また、各自治体において介護保険施行後に機会をとらえて行ってこられた各種のアンケート調査、事業者調査等において調査された事項も多いと考えられ、国としては、前回の計画策定時のように必要的調査事項をお示ししたり、統一的な様式をお示しすることは想定していないが、今後、先進的な調査事例については、適宜、情報提供を行うこととしている。

また、その他の調査方法に係る論点（例：悉皆調査とするか抽出調査とするか）についても、各自治体における状況に基づき判断していただいて問題ないものと考えているが、各都道府県におかれては、管内の各市町村において策定される市町村介護保険事業計画に関し広域調整を行う立場であることから、管内各市町村

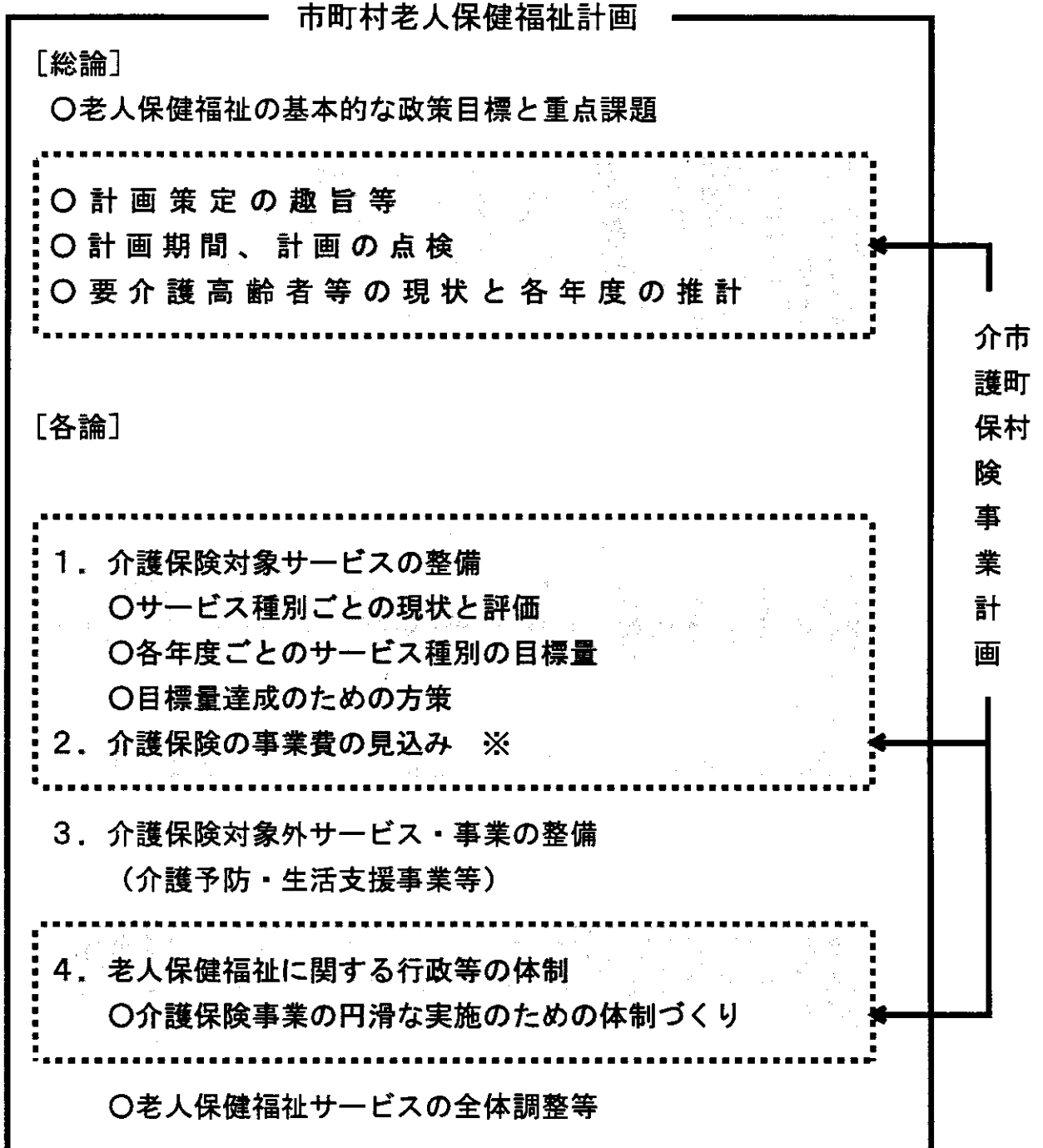
の行う実態調査については各都道府県と十分な連携を図った上で実施されることが望ましい。

#### エ 介護保険事業（支援）計画と老人保健福祉計画の一体的な作成について

老人保健福祉計画は、地域における保健医療サービスや福祉サービスなど高齢者に関する政策全般にわたるものであるが、介護保険事業（支援）計画と重複する部分が多く、また、それぞれの高齢者の抱える課題に応じて、介護給付の対象となるサービスと介護予防・生活支援事業その他のサービスとの相互関連の下で利用できる仕組みを構築することが求められているところであるので、市町村及び都道府県においては、老人保健福祉計画と介護保険事業（支援）計画を一体的なものとして作成することが望ましい。

具体的には、両計画の見直しのために設ける計画作成委員会は一本化した上で、総合的な観点から検討し、一つの計画として取りまとめることとされたい。（計画の項目例については、別紙1及び別紙2を参照）

市町村老人保健福祉計画と市町村介護保険事業計画の関係  
(両計画を一体的に作成する場合)



※ 老人保健福祉計画においては不要。

都道府県老人保健福祉計画と都道府県介護保険事業支援計画の関係  
(両計画を一体的に作成する場合)

